

Q 1年変形制で、各月の所定時間をその都度決められますか

A 1年分の所定労働日を事前に特定できなくても、1ヵ月は特定できるというのであれば1年単位の変形労働時間制を実施する方法があります。

これは、事前の労使協定において、変形期間に1ヵ月ごとの区分期間を定めるという方法です。

この方法を採用した場合には、労使協定において、

- ①各区分期間の初日と末日
- ②最初の区分期間における具体的な所定労働日と各所定労働日ごとの所定労働時間
- ③その他の区分期間については、各区分期間ごとの総所定労働日数と総所定労働時間数

を定めておけばよいことになっています。

そして、各区分期間ごとの労働日や、労働日ごとの労働時間は、各区分期間の初日が到来する30日前までに、その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合（そうした労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）の同意を得て、書面で定めればよいことになります。

具体的な例として、変形期間が4月から3月の変形期間、1ヵ月（暦月）の区分期間でみると次のようになります。

労使協定の上記①については、区分期間が暦月ですから1日と末日になります。

②については、4月の全労働日及びその労働日ごとの所定労働時間を定めます。

③については、5月以降の各月の各労働日ごとの所定労働時間を毎月1日の30日前（5月分は3月31日、6月分は5月1日、7月分は5月31日で、8月分は7月1日）までに書面による労使協定で定めればよいことになります。